



# 士別ロータリークラブ会報

創立 1960・3・24

RI 第 2500 地区

Vol. 026

No. 2333

## 地域を育み、大陸をつなぐ

2010～2011年度RI会長 レイ・クリンギンスミス



地域を育み、大陸をつなぐ

士別RCテーマ：

「ロータリーを見つめ、明日の地域へつなごう」

商工会館  
画/百瀬達夫

- 例会場/士別グランドホテル
- 例会日/毎週月曜日 12:10～13:10
- 事務所/士別グランドホテル TEL 0165-23-1234
- 会長/神田 英一 ●副会長/若森 孝
- 幹事/宮崎 隆雄

## 第 2414 回例会 2011年2月21日(月)

### 本日のプログラム ・ 普通例会

### 前回(2月14日)の記録

・普通例会・ゲスト卓話(野島 理恵氏)

司 会 阿達 勇副会場監督  
 齊 唱 我等の生業  
 本日の出席 会員54名中 出席者42名 出席率77.7% 修正81.4%  
 本日の欠席 今井 裕、川橋勝美、國森和磨、佐藤元保、佐藤和彦、坂野虎溪、中川涼一、  
 深尾幸夫、本山忠之、吉川紀雄、渡辺正一、宮田喜久三郎

メイクアップ  
 ゲスト 野島理恵 弁護士(木村雅一法律特許事務所士別支店所長)  
 ニコニコBOX 黒田康敬(誕生祝)  
 菊地 博(第56回士別雪まつり終了御礼)

累計 244,000 円

## 例 会 予 定

### ● 2月例会日(世界理解月間)

2月 7日(月) 例会・理事会  
 2月 14日(月) 例会  
 2月 21日(月) 例会  
 2月 28日(月) 夜間例会

### ● 3月例会日(識字率向上月間)

3月 7日(月) 例会・理事会  
 3月 14日(月) 例会  
 3月 21日(月) 休会(法定休日:春分の日)  
 3月 28日(月) 夜間例会

## ■会務報告 神田英一会長

●先週9日11時から市民文化センターで、H22年度高額寄付者への感謝状贈呈式があり出席いたしました。士別RC創立50周年記念事業として、平成23年に統合する、あすなろ・あけぼの保育園への遊具等備品の寄贈に対して感謝状を頂きました。

●12日13日第56回しべつ雪まつりが、あすなろ公園周辺を会場に開催されました。まずまずの天候の中、色々なイベントが実施され、最後の抽選会、餅まきまで大変多くの来場者でにぎわい、楽しんでいただきました。観光協会ははじめ関係されました皆様ご苦労様でした。

●カーリング日本選手権が名寄市で開催され、士別市役所チームが出場し、決勝では残念ながら敗れましたが、準優勝に輝きました。実は北海道予選では、当クラブの泉谷会員が助っ人で参加され代表権取得に貢献されていました。

●今年度第2分区のIMが6月5日士別市で開催されます。先週の理事会で、運営委員会の構成が決まりました。IM運営委員長に佐藤安司会員、副運営委員長に千葉道夫会員、総務委員長大野会員、副委員長、千葉繁夫会員・志村会員・泉谷会員。会場・接待委員長汐川会員、副委員長松塚会員・加藤会員・山口会員。親睦委員長織戸会員、副委員長佐藤元保会員・深尾会員・高山会員、どうぞ宜しくお願いいたします。士別では6年前のH17年にIMを開催しております。近々運営委員会の案内をいたしますので、宜しくお願いいたします。

●吉川会員が3月末で退職され伊達市へ行かれるそうです。2月か3月の夜間例会で送別会を計画したいと思えます。

## ■幹事報告 宮崎隆雄幹事

1. 本日、各テーブルに地区合同セミナー申込書を配布させて頂きました。開催は、3月26日(土)午後1時より、稚内サンホテルとなっております。今回は、バス利用にて日帰りを予定しております。沢山の会員の参加を期待しております。宜しくお願い致します。

2. 下川RCより1月の会報、2月の例会案内が届いております。資料台に置いてございますのでご観覧下さい。

## ■委員会報告

### ●国際奉仕委員会

#### 藤吉敏博委員長

①昨年からお願いをしております、2500地区国際奉仕委員会の寄付の件でございますが、少額の寄付、書き損じのハガキ、古切手などの寄付をお願い致します。再度御案内をさせていただきますので宜しくお願い致します。

②士別国際交流委員会からの御案内ですが、昨年7月に姉妹提携を結んでおります、ゴールバーン市へ士別市より訪問団が行って交流をしておりますので、2月22日(火)に士別グランドホテルにて、午後6時より報告会を開催致します。会員の方も対象と成っておりますので、締切は本日迄と成っておりますので参加希望者の会員は私もしくは幹事まで、早急にご連絡をお願い致します。

### ●プログラム委員会

#### 泉谷 勇委員長

ロータリー塾が2月23日(水)に変更に成りましたのでご報告致します。会場は士別グランドホテル2階、午後6時より開催致しますので宜しくお願い致します。

## ■次年度報告

### ●伊藤優市次年度幹事

1. 2011～2012年度 国際ロータリーのテーマは「こころの中をみつめよう、博愛を広げるために」です。
2. 増田ガバナーエレクトの現況報告のハガキが来ております。資料台に置いてありますのでご観覧下さい。
3. ロータリー手帳の申込み案内が来ております。御入用の会員は私までお申し込みをお願い致します。
4. 次年度理事会を2月21日(月)例会終了後、開催致しますので、理事予定者のご出席をお願い致します。

## ■ゲスト卓話

### ●木村雅一法律特許事務所士別支店 所長 野島理恵 弁護士

本日は法律の中で一般的に多い問題、私が昨年11月に士別に来てからもかなりの件数の相談を請けており、特に北海道は離婚の件数が多いと云われておりますので離婚関係についてお話をさせて頂きたいと思っております。

離婚と云うのはお互い「そうしましょう」と合意出来れば、簡単に出来ますが、相手が「いやだ」と云うときは、強制的に離婚が出来るかと云うと、5つの条件を民法第770条が定めております。

1. 配偶者に不貞な行為があったとき。
2. 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
3. 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
4. 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
5. その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

が有った場合は裁判で強制的に離婚が出来ることと云うことであります。

離婚に伴って大きく動く物は大きく分けて3つございます。子供の親権、財産分与、慰謝料です。子供の親権はどちらに行くかは、大半は母親の元へ行きますが、先日私が担当した件でお父様が親権を勝ち取った件がございましたが、それは母親が子供を置いて家を出て行って2年間子供をほったらかしにしたと云うことで父親側に親権が来ました。親権を取った方は養育費が付いてきます。相手側から養育費としてお金をもらえますが、そのお金が絡んで親権はもめる原因に成ります。養育費は自分の年収、相手の年収、子供の年、子供の数によって異なります。裁判所で表が出来ており大体、機械的



に数字が出ます。(ホームページで公開しております。)面接交渉権ですが、親権を失った方が一子子供に会えなく成るわけではございません。面接交渉権が与えられます。財産分与はこれは夫婦が共同で築いた財産の精算に成りますので、結婚して半年での離婚の場合は殆ど問題にはなりません。一番問題になりやすいのは、熟年離婚の場合です。この時に年金に付いても同時に分割されることが多いです。慰謝料は数年前までは慰謝料300万円位と云われていましたが、最近は不景気もあり100万円位で、200万円取れば良い方だと思われれます。ただし、不貞行為

などが有った場合は増額される事もあります。弁護士の立場と致しましては、どちら側に立っても条件を良くすることが仕事だと思っております。離婚の合意有る無しに関係なく調停をおこすことが多いです。調停をおこさないと裁判には持って行けない事に成っております。例えば、家内が突然出て行ってしまった、裁判所から調停の申込みが有ったので何月何日に調停を行いますと云うお知らせが来た場合、これで離婚が確定と云うことには中々成らなく、調停には2種類あります。離婚を



求める調停、円満な解決を求める調停がございます。どちらを相手が求めて来たのかは行ってみないとわかりません。円満な解決を求める調停は私も何度かやったことがございますし、うちの事務所でも他の弁護士が何度かやっておりますが、円満な解決はとても難しい案件で私も円満に解決したことは一度もなく、残念ながらここまで来たら大体離婚になる可能性が高いと思えます。調停は早ければ直ぐに決まりますが、長ければ1年位かかる場合も有ります。そして調停の一番の弱点は相手が出てきてくれないと、成立しようがございません。裁判所から呼び出しが来て、相手がそれに応じて出て来て、同じテーブルに着いてくれれば良いのですが、そうでない場合は調停が不調

に成って終わってしまい、裁判での決着に成ってしまい、裁判所に行くこととなります。裁判も長引けば1年半から2年間続く案件もございます。私が士別に来る直前に解決した案件も、2年近く掛かって解決致しました。反対に半年かからないで解決した案件もございます。依頼者からどの位の期間が掛かりますか?と聞かれたら、大体1年位、長ければ2年位、短ければ半年と申し上げておりますので、皆様もそのように思って頂ければと思います。また、婚約、婚約破棄に付いては、件数は余りありませんが若干ございます。婚約破棄の場合は不当な破棄だと成りますと、慰謝料を取れる場合がございます。婚約の成立というのは、簡単に認められるものではございません。裁判所では恋愛関係にある男女の睦言は婚約では無いと云っておりまして、どの様な時に法律的に罰則が適用されるのかが皆様関心が有ると思いますが、結納を交わしている場合は大体、婚約したと認められます。また、親に紹介していたり、身内の結婚式や葬式などの行事に出席して居たと成ると、婚約が成立していたと見なされ、不当破棄したものに対しては、損害賠償の判決が出ることが多いように思います。日本でも結婚したカップルの内3割が離婚していると云われております。

離婚するときに、舅や姑などを批判する方が多くありますが、離婚するのは本人同士でございます。批判して傷つけ合っても、裁判上殆ど何もメリットがありませんし子供が居れば子供にも影響を与えてしまうと思います。

短い時間で全てをお話することは出来ませんが、今後何か法律上相談が出来ました際は、よろしくお願ひします。